



愛称募集します  
くわしくは6頁をご覧ください



挾間・庄内・湯布院  
合併協議会だより

創刊号

vol. 1

# あらかしの森林から

もり



## CONTENTS

法定協議会がスタート!! ②

会長あいさつ

法定合併協議会が発足

第1回  
合併協議会では  
こんなことが話されました ③

第2回 合併協議会 ④

合併協定項目(案)

合併のこともっと知りたい ⑤

まちの最新News ⑥

おしらせ  
今後の協議会日程  
愛称の募集

## 法定協議会がスタート!!



会長あいさつ

挟間・庄内・湯布院  
合併協議会会長

吉村 格 哉

挟間町、庄内町、湯布院町の先に開催した、十五年度第一回定例議会にて三町の議決承認をいただき「挟間・庄内・湯布院合併協議会」が発足し、四月一日湯布院町におきまして、三町の執行部や議会関係者のご出席を賜り発足式を行いました。発足式に先立ち、合併協議会の規約に基づき三町の町長の協議により、任意協議会に引き続き「会長」に選任され就任いたしました。

この協議会では、これまでの任意協議会での議論を踏まえたうえで、極めて重要な協議が行われますだけに、住民の皆さんの声を十分にお聞きしながら、会長の使命を果たしていきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

これまでの、それぞれの町のまちづくりや町の文化を大切に、三つの町に暮らしていることに誇りが持てるようなまち。

更に、生活者の視点に立った合併問題がそれぞれの町や地域で、積極的な議論の場が広がることを期待します。

また、協議会としては、住民の皆さんに、合併問題や協議会の議論の過程について情報の提供を積極的に行いたいと考えております。

今後ともご意見やご支援ご助言を賜りますことをお願いして会長就任の挨拶といたします。

## 法定合併協議会が発足

挟間町、庄内町、湯布院町は、それぞれ3月の定例町議会において、法定協議会設置議案が可決されたことにより、4月1日より地方自治法及び合併特例法に基づく「挟間・庄内・湯布院合併協議会」を設置しました。

## 4/1 「挟間・庄内・湯布院合併協議会」発足式

- ・派遣職員の協定書調印と辞令交付
- ・事務所開き

## 4/10 第1回合併協議会

## 協議事項

協議第1号～3号 合併協議会の諸規程について  
(会長が会議に諮り定めるもの)

- ・合併協議会会議運営規程、傍聴規程、小委員会規定を承認しました。

## 協議第4号 合併協議会監事の選任について

- ・協議会の出納を監査するため、監事2名を選任しました。

甲斐俊男(庄内町議会議長)  
安部清美(挟間町学識経験者)

## 協議第5号 合併協議会の予算について

- ・歳入歳出ともに、20,001千円とすることを承認しました。  
(各町負担金5,000千円×3町、県補助金5,000千円)

## 協議第6号 合併の方式について

- ・挟間町、庄内町、湯布院町を廃し、その区域をもって新しい市町村を設置する新設(対等)合併とすることを提案し、継続審議となりました。

## 協議第7号 合併の期日について

- ・合併の期日は、平成17年(2005年)3月とすることを提案し、継続審議となりました。

## 協議第8号 新市の名称について

- ・新市の名称は、協議会規約第10条の規定に基づき「新市名候補選定小委員会」を設置し、候補の選定を付託することを提案し、継続審議となりました。

## 協議第9号 新市の事務所の位置について

- ・新市の事務所の位置は、協議会規約第10条の規定に基づき「新市の事務所の位置検討小委員会」を設置し、検討を付託することを提案し、継続審議となりました。

## 協議第10号 事務事業の調整方針について

- ・詳しくは、次ページをご覧ください。

## 協議第11号 合併協議会の開催日程について

- ・開催日 毎月第4木曜日
- ・開催時間 午前9時30分から
- ・開催場所 挟間町、庄内町、湯布院町、持ち回りとする。

詳しくは6面をご覧ください。

協議会委員名簿

区分	職名	氏名
会長	湯布院町長	吉村 格哉
1号委員 (副会長)	挾間町長	佐藤 成己
	庄内町長	首藤 奉文
2号委員	挾間町助役	佐藤 健治
	庄内町助役	田中 一男
	湯布院町助役	志手 一夫
3号委員	挾間町議長	佐藤 精治
	庄内町議長	甲斐 俊男
4号委員	湯布院町議長	日野 君人
	挾間町議員	佐藤 文雄
	庄内町議員	大塚 寿徳
5号委員 (学識経験者)	湯布院町議員	幸野 元行
	挾間町	安部 清美
	挾間町	田中 真理子
	庄内町	小野 哲蔵
	庄内町	幸 波子
	湯布院町	衛藤 昭彦
	湯布院町	近藤 久子
	地方振興局長	仲道 浩治

幹事会委員名簿

区分	職名	氏名
挾間町	助役	佐藤 健治
	総務課長	二ノ宮 健治
	企画財政課長	後藤 巧
	合併担当者	一尾 和史
庄内町	助役	田中 一男
	総務課長	衛藤 重徳
	企画商工課長	藤川 哲雄
湯布院町	合併担当者	佐藤 忠由
	助役	志手 一夫
	総務課長	一法師 正義
	総合政策局長	佐藤 純一
	合併担当者	溝口 隆信

挾間・庄内・湯布院合併協議会  
事務局職員名簿

平成15年4月1日

所属	職名	氏名
湯布院町	事務局長	野上 安一
大分県	事務局次長	森光 秀行
挾間町	職員	相馬 尊重
庄内町	"	麻生 正義
庄内町	"	生野 重雄
挾間町	"	佐藤 一洋
湯布院町	"	古長 誠之
	臨時職員	志手 さと子

第一回  
合併協議会では  
こんなことが話されました。

一つはこれから三つの町が合併したときの役場の仕事と、町民の皆さんの行政サービスの「調整の方針」が決定しました。

調整方針とは何のことですか



合併が決定した場合三つの町がひとつになるのですから挾間町の行政サービスと庄内町の行政サービスと湯布院町の行政サービスを調整してお

- 1 合併時に住民生活に支障がないように
- 2 現在の行政サービスを低下させないように
- 3 税率等の住民負担の公平の原則に立ち不公平感が生じないように
- 4 効率的な財政運営に努め「負担の公平」

- 5 最小の経費で最大の効果をあげることを基本とするように
- 6 「健全な財政運営」
- 「行政改革の推進」
- 「適正な規模水準」

合併の重要四項目とは、次のことを言います。  
合併の方式について  
合併の期日について  
合併後の新市の名称について  
合併後の新市の事務所の位置について

合併の重要四項目とはどんなことですか。また、四項目のどんなことが話されたのですか。



二つめは「合併の重要四項目」が協議されました。

この提案に対して、協議会では、「大変重要なことであるので、各町に持ち帰り次回の協議会で協議する」ことが確認されました。

この合併方式は三つの町が対等に合併する「新設合併」方式  
の合併期日は平成十七年三月  
の新しい名称と  
の新しい事務所の位置については協議会の中に小委員会を設置して「名称候補や事務所の位置の検討を付託する」ことなどが事務局から提案されました。



4 / 24

## 第2回 合併協議会

### 協議事項

#### 協議第6号 合併の方式について（第1回協議会からの継続審議分）

- ・挾間町、庄内町、湯布院町を廃し、その区域をもって新しい市町村を設置する新設合併（対等合併）とすることを承認しました。

#### 協議第7号 合併の期日について（第1回協議会からの継続審議分）

- ・合併の期日は、平成17年（2005年）3月とするとして承認しました。

#### 協議第8号 新市の名称について（第1回協議会からの継続審議分）

- ・新市の名称は、「新市名候補選定小委員会」を設置し、候補の選定を付託することが承認されました。協議会終了後、第1回目の小委員会が開催され、  
会 長 田中 真理子氏（挾間町）  
副会長 幸 波子氏（庄内町）、近藤 久子氏（湯布院町）が選任されました。

#### 協議第9号 新市の事務所の位置について（第1回協議会からの継続審議分）

- ・新市の事務所の位置は、「新市の事務所の位置検討小委員会」を設置し、検討を付託することが承認されました。協議会終了後、第1回目の小委員会が開催され、  
会 長 衛藤 昭彦氏（湯布院町）  
副会長 安部 清美氏（挾間町）、小野 哲蔵氏（庄内町）が選任されました。

#### 協議第12号 合併協定項目について

- ・合併協定項目は、協議会規約第3条第1号の規定に基づき「3町の合併に関する協議」を以下の合併協定項目とすることを提案し、継続審議となりました。

### 合併協定項目(案)

番号	協定項目
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置
5	財産の取扱い
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
8	事務組織及び機構の取扱い
9	地域審議会の取扱い
10	一部事務組合等の取扱い
11	公共的団体等の取扱い
12	町名、字名の取扱い
13	行政区の取扱い
14	慣行の取扱い
15	一般職の職員の身分の取扱い
16	特別職の職員の身分の取扱い
17	条例・規則等の取扱い
18	消防団の取扱い
19	地方税の取扱い
20	都市計画の取扱い
21	使用料、手数料等の取扱い
22	補助金、交付金等の取扱い
23	国民健康保険事業の取扱い
24	介護保険事業の取扱い

番号	協定項目
25	各種事務事業の取扱い
25 - 1	窓口業務
25 - 2	電算システム
25 - 3	情報公開制度
25 - 4	消防防災関係事業
25 - 5	交通関係事業
25 - 6	広報公聴関係事業
25 - 7	納税関係事業
25 - 8	保健衛生事業
25 - 9	福祉関係事業
25 - 10	社会福祉協議会
25 - 11	ごみ収集運搬業務事業
25 - 12	環境対策事業
25 - 13	下水道関係事業
25 - 14	上水道関係事業
25 - 15	農林水産関係事業
25 - 16	商工・観光関係事業
25 - 17	建設関係事業
25 - 18	公営住宅関係事業
25 - 19	町立学校(園)の通学区域
25 - 20	学校教育事業
25 - 21	文化振興事業
25 - 22	社会教育事業
25 - 23	社会体育事業
25 - 24	人権・同和对策事業
25 - 25	その他の事業
26	新市建設計画

合併事務局に電話や問い合わせのあったことのお知らせします。

# 合併のことともっと知りたい

## 湯布院町民の方からの質問

**質問 1** 新しい市ができたなら名前は「湯布院市」にならないの？

**質問 2** 湯布院町の名称はなくなるの？

答

### 質問 1 の回答

湯布院市や庄内市や挾間市は、できないことはありませんが、全国の自治体の中で同じ市の名称があればできません。

### 質問 2 の回答

これから 3 町の協議会などで協議することになりますが、愛着のある挾間や庄内や湯布院は残したいと事務局は考えています。

例えば 市湯布院町大字川上 3738 - 1 番地となることは可能です。

自治区の乙丸地区とか荒木地区はそのまま残すことも可能です。

更に湯平温泉や由布院温泉の名称もそのまま残すことは可能です。

## 庄内町の方からの質問

**質問 1** 市役所は本庁とか支所とかの位置はどうして決定するのですか？

**質問 2** 庄内は土地が広いけど、周辺部は不便にならないの？

### 質問 1 の回答

合併協議会で様々な資料や各町の関係者や各町の町民の皆さんの意見を聞きながら決定することになりますが、決定するための調査や研究を合併協議会で行うことになり、本庁とか支所の名称や役割、更にはどんなことを、どこで行うのかなどの調査もします。最終的には合併する町同士が合意し議会の議決が必要です。

### 質問 2 の回答

周辺部が不便にならないように「地域自治」制度を検討したいと考えます。この制度は地域が元気で地域のことは自ら地域で計画や目標を作り、行政の応援や支援で地域で実行していく制度を検討したいと考えています。また、周辺部を巡回する交通手段として「くるりん号」という、バスや巡回保健士や巡回図書館車なども検討したいと考えています。

## 挾間町の方からの質問

**質問 1** 3 町との合併と大分市との合併の違いを教えてください。

**質問 2** 子どもが今までどおり大分市内の高校を受験することで 3 町と合併したら受験に不利にならないの？

### 質問 1 の回答

自治体の合併には主に 2 つの方法があるといわれています。

大分市との合併は「編入(吸収)合併」となる可能性が高く、挾間町のこれまでの行政サービスやまちづくり方針とかが消滅して、大分市の決まりごとに従うことになることが考えられます。税金や水道料金、ゴミ収集の方法から幼稚園の入所方法にいたるまで、すべてが大分市のルールに準拠することが原則です。

次に 3 町の合併方法は「新設(対等)合併」と言って新しくひとつの自治体を作ることになりますので、その町々の貯金や借金や財産をそのまま持ち寄って、新しい町のルールなどを作ることになります。今、挾間町は庄内町と湯布院町との「新設(対等)合併」を進めて、私たちの子どもたちにとって夢と誇りの持てるまちづくりを目指すことを考え、2 町と一緒に調査や研究をして事務の調整や町づくり構想を考えています。

### 質問 2 の回答

今までと変わらないと思います。今後大分県全体で校区の見直し等があれば別ですが、3 町と合併したから受験が不利になることはありません。



まちの最新 **News** ニュース

**挾間町**

- ・昨年新装していた「向之原駅」に併設して公衆トイレと駅前広場がこのほど完成しました。まちの玄関として整備を図ったもので、挾間町はJR九州に向之原駅から大分駅までの30分間隔でのシャトル列車の運行や列車到着時に「町の里唄」を流すことなどを要望しました。
- ・独自の「学校版環境ISO」制度を制定している挾間町は、今回、石城西部小学校・朴木小学校・挾間小学校の3校を認定しました。3校は「電気や水を大切に使う」「ゴミを減らそう」「持ち物を大事に使う」などの目標を掲げて合格したものです。

**庄内町**

- ・庄内の棚田風景が「第11回美しい日本のむら景観コンテスト」で、日本を代表する全国農村の美しい景観27地域の一つに選定されました。
- ・庄内産の安全安心農産物宣言を目指して「庄内アグリ・エコタウン構想」を策定している庄内町は、3月24日から庄内産の花卉を宣伝するために、甲斐田花卉生産組合主催の「フラワーフェスティバル」を開催し、役場の玄関にバラやトルコキキョウを展示、役場を訪れる人の目を楽しませてくれました。
- ・5月11日(日曜日)13時から東庄内小学校体育館で「庄内神楽の里の音楽祭」が開催されます。

**湯布院町**

- ・ゆふいん塚原高原「塚原陶遊まつり」が開催されます。塚原の大自然の中で古代の陶器づくり「古代焼き」や「創作窯」にチャレンジしませんか。塚原高原で陶器を焼きながら1日のんびり過ごしてください。開催日は5月24日と25日の2日間。会場は湯布院町塚原のリックスプリングヴァレーグラウンド。詳細な問い合わせは塚原高原観光倶楽部 ☎0977(85)5058 または(85)2254
- ・おめでとう「源流太鼓少年隊」が日本太鼓ジュニアコンクールで全国2位の文部科学大臣賞を受賞しました。

**お知らせ**

今後の協議会日程

開催回	月 日	曜 日	時 間	場 所
第3回	5月22日	第4 木曜	午前 9時30分 から	庄内町
第4回	6月26日			湯布院町
第5回	7月24日			挾間町
第6回	8月28日			庄内町
第7回	9月25日			湯布院町
第8回	10月23日			挾間町
第9回	11月27日			庄内町
第10回	12月25日			湯布院町
第11回	1月22日			挾間町
第12回	2月26日			庄内町
第13回	3月25日			湯布院町

協議会の会議は傍聴することができます。傍聴を希望される方は、会議の15分前から会場受付を行います。ただし、15分前の時点で傍聴人の定員を超えた場合は抽選となります。また、会議の日時・場所等は予定ですので、変更される場合があります。傍聴を希望される方は、あらかじめ、会議の日時及び開催場所を合併協議会事務局、または各町の役場で確認のうえご来場ください。

**愛称を募集しています！**

合併協議会だよりにキャラクターが誕生しました。

みなさんが参加し、さらに活発な意見交換ができるような愛称を募集しています。

「官製八ガキ」か「ファックス」のいずれかに下記事項を記入してご応募ください。

- 1 愛称・ふりがな
- 2 その理由
- 3 住所
- 4 氏名
- 5 年齢
- 6 電話番号

「その理由」以外は、必ず記入願います(記入がない場合は、無効とします)

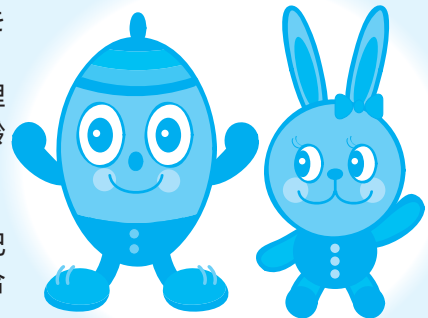
応募締め切り **5月20日(火)まで**

応募先及び詳しいお問い合わせは

〒879-5192 大分郡湯布院町川上3738-1  
☎0977-84-5110

挾間・庄内・湯布院合併協議会事務局まで

ほくたちと一緒に  
合併を考えよう!



挾間・庄内・湯布院  
合併協議会だより

あらかしの森林から 創刊号 vol. 1

編集・発行 挾間・庄内・湯布院合併協議会事務局  
(湯布院町コミュニティセンター内)  
Tel. 0977-84-5110 Fax. 0977-84-5110